

新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針 (抄)

第三 新技術等実証計画及び新事業活動計画の認定に関する基本的な事項

2. 新事業活動計画

(1) 認定手続に関する事項

新事業活動を実施しようとする者は、法第9条第1項に基づき、新事業活動計画を作成し、主務大臣（新事業活動計画に記載された新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに新事業活動計画に記載された法第9条第3項第4号に規定する規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長。以下第三2.において同じ。）に提出し、その認定を受けることができる。

当該新事業活動計画の認定を受けようとする者は、主務大臣に対して申請し、主務大臣は、法第9条第4項各号の規定に照らしてその内容を審査し、当該新事業活動計画の認定をするときは、提出を受けた日から原則1か月以内に認定証を申請をした者に対して交付する。

新事業活動計画の記載事項、認定基準、認定手続、計画の認定の変更及び取消し等については、法及び産業競争力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進に関する命令（様式含む）に基づき行う。

(2) 債権譲渡通知等に関する特例の適用を受ける新事業活動に関する事項

法第11条の2に規定する情報システムを利用した債権の譲渡の通知又は承諾（以下「債権譲渡通知等」という。）に関する特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする事業者は、当該情報システムについて、債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができ、当該日時及びその内容の記録を保存し、改変を防止するために必要な措置を講ずるとともに、二重払いの防止や過誤払い発生時の返金の確保に向けた対策を講ずるなど消費者の利益に十分配慮することが必要である。

さらに、主務大臣は、当該特例措置の十分な周知及び注意喚起を行うとともに、他の悪用事例などに対処するため関係府省庁等と連携し、適切な消費者保護を図るものとする。